

規制改革・民間開放推進会議
「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」概要
～市場化テスト部分

「市場化テスト」の内容・意義

「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るための手法。

官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。

「市場化テスト」の本格的導入に向けた今後の取組

「市場化テスト」の平成 18 年度からの本格的導入に向けて、
以下を基本的枠組とした一本の法律(「公共サービス効率化法
(市場化テスト法)案(仮称)」)を平成 17 年度中に策定し、
国会に提出すべき。

提言の項目

基本的構成・目的等に関する事項
「基本方針」に関する事項
官民競争入札の実施に関する事項
規制の特例措置に関する事項
「第三者機関」に関する事項
その他

基本的構成・目的等に関する事項

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」は、民間提案等を勸案した公共サービスを対象に、内閣主導による一定の手続に則って、「市場化テスト(官民競争入札)」及び関連する規制改革等を行うことを法的に担保するもの。

法の目的・基本理念

- 1) 「市場化テスト」の実施等による公共サービスの不断の革新
- 2) 公共サービスの効率化・質の維持向上

「基本方針」に関する事項

内閣総理大臣は、毎年度、必要十分な情報開示の下、民間提案を最大限尊重し、以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、「第三者機関」の議を経て、閣議決定・公表する。

- 1) 「市場化テスト(官民競争入札)」の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置(関連する規制改革等)
- 2) 不要な公共サービスの廃止
- 3) 公共サービスの不断の革新を実現するためのその他の措置

官民競争入札の実施に関する事項

「官民競争入札の実施に関する方針(「実施方針」)」の決定

官民競争入札の対象となる個々の公共サービスについて、必要十分な情報開示の下、「第三者機関」の議を経て、以下を主な内容とする「実施方針」を決定。

対象となる公共サービスの範囲、契約期間等

関連する規制改革等の内容

落札者選定に関する事項(評価基準、選定スケジュール等)

モニタリングに関する事項 等

落札者の決定

公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を原則として適用し、「第三者機関」の議を経て、落札者を決定。

モニタリングの実施

継続的なモニタリング(監督・検査等)を措置。

再入札の実施

契約期間の終了の際に、再入札を実施。

ただし、モニタリングの結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と評価される場合は、「基本方針」において廃止等の措置を決定。

規制の特例措置に関する事項

落札した民間事業者等について、必要に応じ、規制の特例措置を適用。

特例措置の内容は、法律による規制については「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」で、政省令による規制については「基本方針」に則してそれぞれ政省令で規定。

なお、先進的な地方公共団体が自発的に「市場化テスト」を導入・実施する場合に必要となる規制の特例措置についても、所要の措置。

「第三者機関」に関する事項

公共サービスの徹底した情報開示と基本方針の決定から落札者の決定、事業実施にわたるすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」を内閣府に設置。

その他

公務員制度、財政法等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所要の措置。

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定や必要な法令改正等を実施。

<参考:これまでの民間提案について>

平成16年10月～11月

119提案 … ハローワーク関連、社会保険庁関連、独立行政法人関連 等

平成17年6月

141提案 … 3分野8事業の「モデル事業」の拡大、独立行政法人関連、地方公共団体関連 等

(参考) 「市場化テスト」モデル事業

モデル事業の実施

平成17年度から、国(独立行政法人を含む。)の事業を対象として、「市場化テスト」の本格的導入に向けた制度設計に資するため、3分野8事業にわたる「モデル事業」を実施。

平成16年10月からの1ヶ月間に民間事業者等から寄せられた119の提案に基づく。

「モデル事業」(3分野8事業)の入札には、延べ127社の参加があり、「市場化テスト」への高い関心が示されている。

「モデル事業」への応札金額ベースでは、従来の事業実施コストを30%以上下回るケースも報告されており、効率化の効果が期待される。加えて、コスト面のみならず、民間事業者等のノウハウの活用による公共サービスの質の向上効果についても期待される。

3分野8事業のモデル事業

ハローワーク(公共職業安定所)関連

- | | |
|--|-----------------|
| (1) キャリア交流プラザ事業
求職者(技術者・管理職)に対する無料就職支援等 | 5箇所 / 全国15箇所 |
| (2) 若年版キャリア交流プラザ事業
若年層に対する無料就職支援等 | 1箇所 / 全国1箇所(新設) |
| (3) 求人開拓事業の民間開放
各ハローワークで実施している求人開拓 | 3地域 / 全国77地域 |
| (4) アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放
(独)雇用能力開発機構
ホワイトカラーを中心とした職業訓練 | 1箇所 / 全国1箇所 |

社会保険関連業務

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 国民年金保険料の収納 | 5箇所 / 全国312箇所 |
| (2) 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所への適用促進 | 5箇所(2地区) / 全国312箇所 |
| (3) 年金の電話相談センター | 2箇所 / 全国23箇所 |

刑務所関連

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 既設の刑務所の施設警備や保安事務、被収容者の処遇に関わる補助業務 | 2箇所 / 全国59箇所 |
|----------------------------------|--------------|

「モデル事業」の評価

~ 「モデル事業」(3分野8事業)の実施を通して明らかになった課題等

- 1) 官側のコスト等についての情報開示の徹底
- 2) 入札参加者に求める公共サービスの水準を客観的・定量的に表わす指標(Key Performance Indicator)の明確化
- 3) コストと質についての評価の適正化
- 4) 民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業の実現
- 5) 中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」の設置